

ディプロマ・ポリシー 〈卒業認定・学位授与の方針〉

看護学部では、所定の期間在学し、卒業要件となる単位を修得し、以下の要件を満たす者に学士(看護学)の学位を授与します。

1. ホスピタリティを基盤として豊かな人間性を有している。
2. 人間としての尊厳と権利を擁護できる能力を有している。
3. 人間を身体的、心理的、社会的存在として総合的に理解する能力を有している。
4. 倫理的判断力とクリティカルシンキングに支えられた看護実践に必要な専門的知識、技術、態度を修得し、個人及び集団の健康上の課題を適切に解決することのできる能力を有している。
5. 看護専門職として、対象者とその家族、地域住民などの多様な背景をもつ人々と信頼関係を築き、発展させる能力を有している。
6. 保健医療福祉チームの中で看護専門職としての自律性を育むとともに、対象者とその家族、地域住民および他の専門職と協働できる能力を有している。
7. 国際的な視野で保健医療福祉分野の動向に目を向け、それらの解決のために国内外の保健医療従事者と相互交流や協働を行う必要性が理解できる能力を有している。
8. 看護専門職として常に主体的に自己研鑽につとめ、看護専門職の担うべき役割を追求する姿勢を有している。